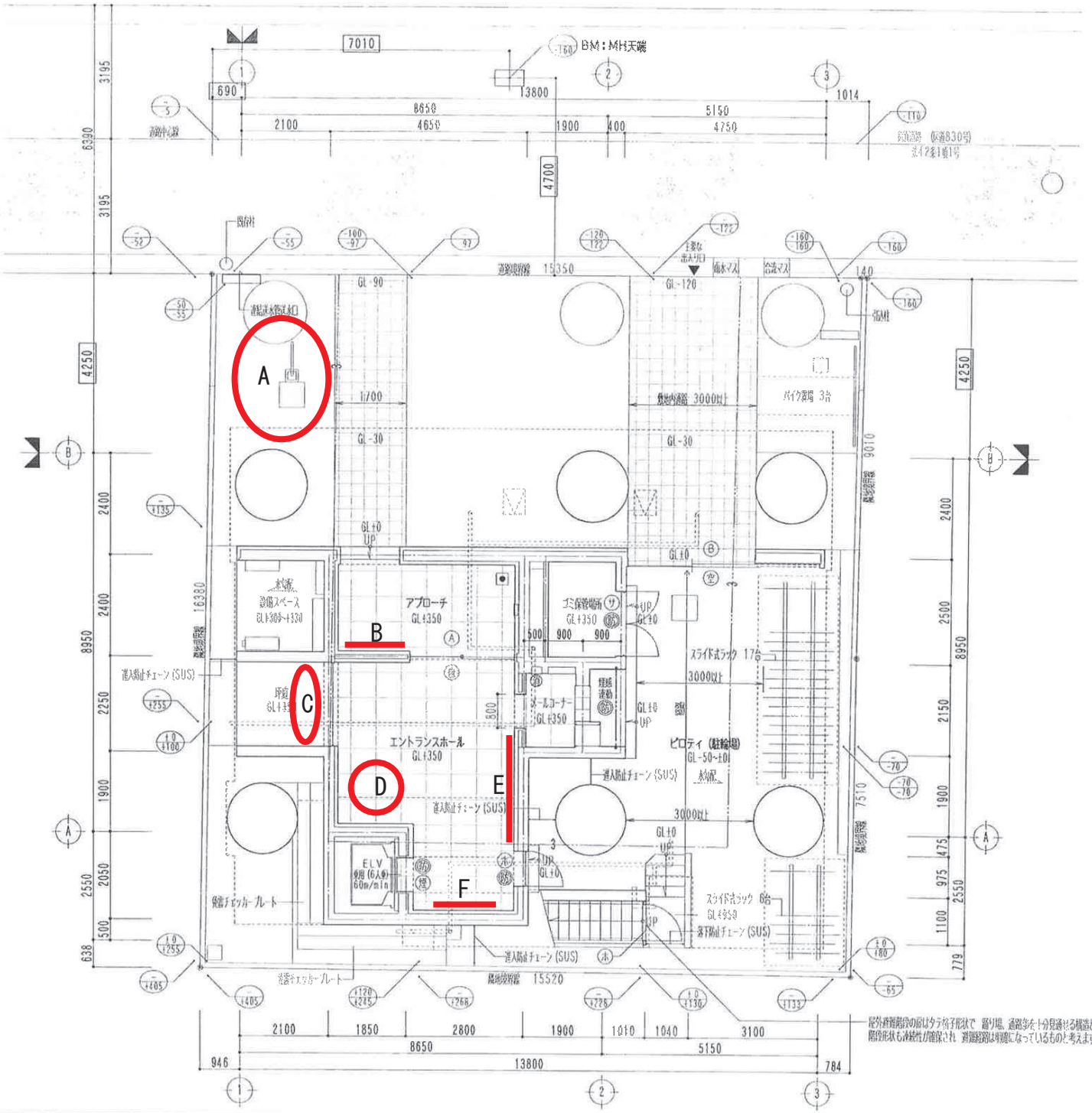

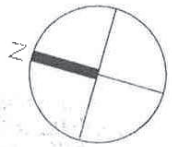

凡例		
法	準耐火構造（外壁・界壁）	
防	特定防火設備（シャッター）（遮炎性能）	
防	防火設備　（法第2条第9号の2一口）	
性	遮熱性ペアガラス戸（大臣認定 CAS-0571）	
床	法第28条第1項による床面積	
換	法第28条第2項による換気窓	
換	法第28条第3項による換気設備	
換	自然換気設備（給気口・排気口）	
	耐火構造（コンクリート壁 t=120以上）	
	防火構造（ALC t=125 ラスモルタル塗）	
	法第38条による認定	
	耐火構造（コンクリート壁 t=120以上）（建設省告示第1827号）	
	防火設備（遮炎性能）（特定防火設備）（建設省告示第1360号） FIX窓：YKK APW 430 FIX W1690×H1370	
令第126条の2による屋外への出口等の施錠装置の構造	空	施錠なし
	竹	サムターン
	木	表示錠
	自	自動ドア
	避難口ピクト（S20木600）	
	自動ドア緊急解錠ボタン 埋込型 FL+2300以下	
	粉末ABC10型消火器（歩行距離20m以内に設置）	
	誘導灯（点灯時間20分以上）（3a, 5a）	
	非常用進入口（赤色の3角 1300φ又は750×1200の有効開口とする）	

- 特記なき限り、コンクリート打ち（床：平均厚さ 180mm以上、壁：厚さ150mm以上）とする
- 界壁（住戸）に対する令第112条の2第1項の規定による措置
- 階段の竪穴部分の令第112条の2第1項の規定による措置
- 各住戸内は、二時間の遮炎性能はアルミ押アルキンプル ボード t14 AEP 遮炎表示 仮面とする
- 各住戸内は、二時間の遮炎性能は 600×900以上とする
- コンロ等の発熱調理機器から150以上とする
- 加熱機器からレンジフード下端まで800以上とする
- レンジフードダクトはネットルマット t20（遮炎性能 有）とする
- レンジフードの排気は屋根面とし、0.1とする
- 各居室はAEH建設省告示による 住戸全体/8回
- 各住戸バルコニー隔壁は、避難時に容易に破壊し得るものとする
- 住戸間の界壁は、令第114条第1項を満たす構造とする

屋外避難階段（各階分）	
幅員	900以上
踏面	250
蹴上	190、0（有効寸法） 196、7

計画レベル
※BM＋160を設計GL±0とする
※表示レベルは設計GL±0を基準とする
現況レベル

STARTS スターツCAM株式会社 建設技術本部 一級建築士事務所	PROJECT (仮称) 文京区本郷2丁目プロジェクト 新築工事		DRAWN BY 大塚	DESIGNED BY	CHECKED BY	APPROVED BY	承認日	R — 5
	PLAN 平面図 1（1階）	SCALE S=1/100						SHEET NO. A — 03